

令和8年度愛知県家計改善支援事業 業務委託仕様書

令和8年度愛知県家計改善支援事業として委託する事業は、「愛知県家計改善支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この仕様書のとおりとする。

1 実施地域

愛知県町村部（下表のとおり）

所管実施機関	管轄町村
尾張福祉相談センター	東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部福祉相談センター	大治町、蟹江町、飛島村
知多福祉相談センター	阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河福祉相談センター	幸田町
新城設楽福祉相談センター	設楽町、東栄町、豊根村

2 実施体制

委託業務の実施にあたって、次の人員を配置すること。

(1) 業務責任者（常勤）

本事業が適切に履行できるよう業務全般の責任を負う者。業務責任者は、県地域福祉課、各福祉相談センター、家計改善支援員との連絡調整を統括すること（常駐・専従である必要はない）。

(2) 家計改善支援員

1名以上の家計改善支援員をおくこと。常勤・専従である必要はないが、8時45分から17時30分（土日祝日を除く）の間は、県福祉相談センターと連絡の取れる体制を整備すること。

3 業務内容

受託者は、実施要領3に掲げる業務について、以下のとおり実施するものとする。

(1) 支援の開始

受託者は、県福祉相談センターから支援決定の通知を受理したのち、支援対象者と対面による面談を実施したうえで、県福祉相談センターが策定した支援プラン等に基づき、支援を開始する。

ただし、緊急的な支援が必要な場合に限り、県福祉相談センターの支援決定前に支援を開始することは可能とする。その場合であっても、支援開始前に必ず県福祉相談センターへ連絡すること。

(2) 効果的な支援の実施

県福祉相談センター及び支援対象者の同意がある場合、Web会議システム等を活用したオンライン相談支援も可能とする。

ただし、オンライン相談を実施する場合は、2回目以降の相談から実施することとし、初回の相談は、家計改善支援員との関係性や信頼関係の構築のため必ず対面で実施すること。

また、実施にあたっては、同センターと調整し、支援対象者の相談環境を準備するなど、支援対象者に負担のない実施方法とすること。

(3) 支援計画・支援経過記録の作成

利用者ごとに支援計画・支援経過記録（別記様式又はそれに準ずる様式）を作成すること。

(4) 相談支援員等との連携

支援の実施にあたっては、適宜、県福祉相談センターの相談支援員及び担当ケースワーカーとのケース会議等に参画し、包括的支援を行うほか、支援計画や支援の状況についてこれらの者に対して逐次報告を行うこと。

(5) 支援の中止・終了

利用者の状況により、本事業の利用を中止・終了することが適当と認められる場合は、受託者と協議のうえ、県福祉相談センターが決定する。なお、支援の終了にあたっては、利用者本人の意向を確認し、理解と合意を明確化することとし、受託者はその記録を支援経過記録に記載すること。

4 実施状況の報告

業務の毎月の実施状況について、翌月10日（3月分については当月末日）までに「月間業務実績報告書」（別紙様式第1号）を作成し、支援経過記録を添付のうえ県福祉相談センターへ報告すること。

5 委託事業の完了

委託事業の実施を完了する段階で、支援が終了していない対象者については、所管の県福祉相談センターに対象者の状況及び支援の内容等に関する情報を引き継ぐこととする。

6 その他

(1) 受託者は、業務内容に疑義を生じた場合には、内容に応じて、速やかに県福祉相談センター又は県地域福祉課に指示を受けなければならない。

(2) 厚生労働省発出の関連通知等の改正により、実施要領の改正が必要となった場合には、県地域福祉課と協議のうえ、対応を決定すること。

(3) この仕様書に定めのない事項や細部については、県地域福祉課又は県福祉相談センターと協議のうえ決定する。